

とちぎ広域消防事務組合防災管理対象物点検報告特例認定に係る事務処理規程

〔平成28年4月1日
消防告示第4号〕

(趣旨)

第1条 この規程は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第36条第1項において準用する法第8条の2の3に定める防災管理対象物定期点検報告特例認定の申請の受付、審査及び判定の基準、標準処理期間その他必要な事項を定めるものとする。

(認定申請の受付)

第2条 管轄消防署長（以下「署長」という。）は、防災管理対象物の関係者から法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第2項の規定に基づく申請があった場合は、防災管理対象物点検報告特例認定申請書（消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「省令」という。）第51条の16第2項において準用する省令第4条の2の8第2項の規定に基づく別記様式第14号）の記載事項及び法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第2項の規定に基づく添付書類を確認し、不備があるときは、相当の期限を定めて当該申請の補正を求めるものとする。

2 前項の規定による申請に不備がない場合は、特例認定申請書整理簿に必要事項を記載し受付処理をするものとする。

(審査基準及び標準処理期間)

第3条 防災管理対象物点検報告特例認定申請の審査に際しての審査基準は、省令第51条の16第1項に掲げる項目とし、項目ごとの判定基準は別記のとおりとする。

2 防災管理対象物点検報告特例認定申請の審査に際しての標準処理期間（申請が到達してから処理するまでの期間で、その期間にはとちぎ広域消防事務組合運営に関する条例（平成27年条例第1号）第8条第1項で準用する帯広市の休日定める条例（平成3年帯広市条例第24号）に定める組合の休日を含まない。）は21日以内とする。この場合において、申請に不備がある場合の補正期間、返却期間及び申請者自らが申請内容を変更するために要した期間は標準処理期間に含まれないものとする。

(審査要領等)

第4条 認定に係る審査は、書類確認及び立入検査により行うものとする。

2 消防署が把握している過去の立入検査の結果及び点検報告の状況等から、申請のあった防災管理対象物について法又は法に基づく命令の遵守状況が良好と認められる検査項目については、当該検査項目の立入による検査の実施に当たっては、署長が認める範囲で、一定の抜き取り検査等により検査の簡素化を図ることができるものとする。

3 検査の結果は、防災管理対象物点検報告特例認定検査表に記載するものとする。

(認定の決定及び通知)

第5条 法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第3項の規定に基づき認定することを決定したときは、認定通知書により申請者に通知するものとする。

(不認定の決定及び通知)

第6条 法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第3項の規定に基づき認定し

ないことを決定したときは、不認定通知書により申請者に通知するものとする。

2 不認定通知書には、認定しない理由を明示しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日の前日までに、なされた届出、申請その他の行為については、この規程の相当規定に基づきなしたものとみなして処理するものとする。この場合において、法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第7項の規定による表示がなされている場合は、認定が失効する日までの間は、なおその効力を有する。

別記

特例認定に係る検査項目等

検査項目	判定基準	根拠条文
管理開始日	申請者が、申請のあった法第36条第1項に該当する建築物その他の工作物（以下「申請防災管理対象物」という。）の管理を開始した日から申請日において3年以上経過していること。	法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第1項第1号
命令の有無	申請日前の3年以内において法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2の5第3項又は第17条の4第1項若しくは第2項又は第36条第1項において準用する第8条第3項若しくは第4項の規定による命令（申請防災管理対象物の位置、構造、設備又は管理の状況がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はその他の法律に違反している場合に限る。）を受けていないこと。	法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第1項第2号イ
命令事由の有無	法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2の5第3項又は第17条の4第1項若しくは第2項又は第36条第1項において準用する第8条第3項若しくは第4項の規定による命令（申請防災管理対象物の位置、構造、設備又は管理の状況がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はその他の法律に違反している場合に限る。）を受けなければならないこと。	
取消しの有無	申請日前の3年以内において法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第6項の規定に基づく認定の取消しをされていないこと。	法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第1項第2号ロ
取消し事由の有無	法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第6項の規定に基づく認定の取消しを受けなければならないこと。	
法第36条第1項において準用する法第8条の2の2第1項による点検及び報告の実施	申請日前の3年以内において省令第51条の12第2項において準用する第4条の2の4第1項に規定する期間ごとに点検し、報告されていること。	法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第1項第2号ハ
虚偽報告の有無	申請日前の3年以内において虚偽の報告をしていないこと。	
法第36条第1項において準用する法第8条の2の2第1項による点検の結果	申請日前の3年以内において実施した法第36条第1項において準用する法第8条の2の2第1項による点検の結果が、同項の規定に基づく点検基準に適合していること。	法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第1項第2号ニ
防災管理者選任（解任）届出書の有無	省令第51条の9の届出がされていること。	
防災管理に係る消防計画作成（変更）届出書の有無	省令第51条の8第1項の届出がされていること。	
自衛消防組織設置（変更）届出書の有無	消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「政令」という。）第4条の2の4に規定する防火対象物（同条第2号に掲げる防火対象物にあっては、同条第1号に規定する自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に限る。以下同じ。）にあっては、法第8条の2の5第2項の届出がされていること。	
防災管理業務の一部委託	防災管理業務の一部を委託している場合は、省令第51条の8第2項において準用する省令第3条第2項に定める事項が申請防災管理対象物の防災管理に係る消防計画に定められていること。	法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第1項第3号
管理権原を有する範囲	防災管理対象物で管理について権原が分かれている場合は、省令第51条の8第2項において準用する省令第3条第4項に定める事項が申請防災管理対象物の防災管理に係る消防計画に定められていること。	
大規模地震対策特別措置法の指定	申請防災管理対象物が地震防災対策強化地域として指定された地域の防災管理対象物である場合は、省令第51条の8第2項において準用する省令第3条第4項に定める事項が、申請防災管理対象物の防災管理に係る消防計画に定められていること。	
防災管理に係る消防計画の実施	省令第51条の8第1項各号に定める事項のうち、申請防災管理対象物の防災管理に係る消防計画に定められている事項が定められたとおり適切に実施されていること。	
自衛消防組織の業務の実施	政令第4条の2の4に規定する防火対象物にあっては、省令第51条の10第1項各号に定める事項のうち、申請防災管理対象物の防災管理に係る	

	消防計画に定められている事項が定められたとおり適切に実施されていること。	
共同自衛消防組織の決定	政令第4条の2の4に規定する防火対象物のうち、政令第4条の2の5第2項の規定により、その管理について権原を有する者が共同して自衛消防組織を置く場合にあっては、省令第51条の10第2項各号に定める事項のうち、申請防災管理対象物の防災管理に係る消防計画に定められている事項が定められたとおり適切に実施されていること。	
訓練の実施回数	避難訓練を年1回以上実施していること。	
訓練の事前通報の有無	避難訓練の実施に当たり消防機関に通報していること。	
統括防災管理者選任（解任）届出の有無	防災管理対象物で管理について権原が分かれているものにあつては、省令第51条の11の3において準用する省令第4条の2第1項の届出がされていること。	
全体についての消防計画作成（変更）届出の有無	防災管理対象物で管理について権原が分かれているものにあつては、省令第51条の11の2において準用する省令第4条第1項の届出がされていること。	
避難上必要な施設等の維持管理	法第8条の2の4に規定する避難上必要な施設及び防火戸について、適切に管理されていること。	

備考 検査項目に係る法令の基準が申請防火対象物に適用がない場合は、当該検査項目は除外する。